

保育業務支援システム導入業務 仕様書

1. 業務名

保育業務支援システム導入業務

2. 業務の目的

本システムを導入することにより、保育士の事務負担軽減や、業務の効率化を図ることで、保護者対応の時間や、子どもたちの保育時間を十分に確保し、質の高い保育を提供するとともに、デジタルを活用した欠席・遅刻連絡や連絡事項の電子化など、保護者の利便性向上を図ることを目的とする。

3. 業務の方針

本業務は以下の方針でシステム構築及び付帯作業を行うこと。

- ・保育士の業務負担軽減に役立つシステムであること。
- ・利用者の利便性・操作性などを考慮した、容易に操作できるシステムであること。
- ・保育制度の改正等に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- ・長期間に渡り、安定した利用が可能であること。

4. 業務内容

- ① クラウドでの利用環境の提供
- ② システム初期設定及び支援（14. 導入支援を参照）
- ③ 委託者の指定する既存端末への本システムの利用設定（各施設に設置されているインターネット接続端末へのシステム稼働環境の構築）
- ④ 各種操作マニュアルの提供
- ⑤ システムの利用に関する操作研修会の実施
- ⑥ システム運用管理及び保守の実施
- ⑦ 機器調達（別紙1「導入機器等明細書」の通り）
- ⑧ 調達機器のキッティング及び現地への設置、設定
- ⑨ その他、システムの導入及び運用を行う上で必要となる作業

5. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

※システムの運用開始は令和7年1月とする

6. 対象施設及び履行場所等

施設名	定員数 (人)	新規機器設置数 (台)			履行場所
		受付用	職員用	モバイル Wi-Fi ルーター	
草井保育園	128	1	6	7	草井町若草 57
小鹿保育園	108	1	4	5	小杵町長者毛東 1
宮田東保育園	96	1	5	6	宮田神明町栄 174
宮田保育園	126	1	6	7	後飛保町新開 23
宮田南保育園	108	1	6	7	前飛保町西町 2
藤里保育園	116	1	4	5	藤ヶ丘 7 丁目 1 - 16
古知野北保育園	130	1	5	6	勝佐町田代 137
古知野東保育園	116	1	5	6	高屋町大師 72
あずま保育園	126	1	5	6	宮後町出屋敷 46
古知野中保育園	118	1	7	8	古知野町熱田 203
門弟山保育園	120	1	5	6	村久野町門弟山 271
中央保育園	130	1	6	7	赤童子町南山 33
古知野南保育園	128	1	5	6	古知野町塔塚 160
布袋西保育園	138	1	6	7	木賀町定和 31
布袋保育園	116	1	6	7	布袋下山町南 70
布袋東保育園	116	1	6	7	小杵町八反畑 147
予備機	—	—	4	—	—
計	1680	16	91	103	—

※統廃合や民営化、及び定員数の変更で園数、園児数に変更となる場合は、翌年の契約時に、委託者と受託者において協議のうえ契約を行う。

7. 要件に伴う重要事項

本業務は、国が実施する「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）」を活用するため、「8. システム要件」以降の要件については、別紙 2 「モデル仕様書」を前提とすること。

8. システム要件

- ① システムはクラウドサービスとし、利用する情報は、国内のデータセンターにおいて保管され、日本の法律が適用されること。
- ② 各施設及び保護者からインターネット回線でシステムが利用できること。
- ③ 本システムは Web アプリケーションとし、利用者端末に特別なソフトウ

ウェアを導入することなく利用できること。

④ 個人情報 は運用時の利用端末に保持しないこと。ただし、利用者の操作によってダウンロードされたデータは除く。

⑤ 以下の動作環境ですべての機能が正常に動作するシステムであること。

【Windows 端末】

OS : Windows10、Windows11 CPU : Core-i3 メモリ : 4GB

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

【iPadOS 端末】

10.9 インチ iPad(第10世代以降) 64GB Wi-Fi モデル

ブラウザ : safari

【ChromeOS 端末】(iPadOS 端末を提案する場合には満たす必要はない)

ChromeBook

ブラウザ : Google Chrome

⑥ 24 時間 365 日サービス提供が可能で、稼働率 99%以上を確保していること。(システムメンテナンス等による計画的な停止は除く)

⑦ 定期的にバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)が行われており、常に最新のシステムが利用できること。

⑧ サーバー機器のストレージ容量などは 10 年間の利用に対応できるものとする。

⑨ 登降園管理機能等の利用について、QR コードリーダーが必要な場合には、「7. 対象施設及び履行場所等」の新規端末(受付用)の台数を納品すること。また、その他提案内容に必要な機器費用は全て見積に含めること。

※ただし、業者決定後の協議により QR コードリーダーを採用しない場合もある。

⑩ 利用端末数や職員数が増加しても追加の費用が発生しないこと。

⑪ 保護者専用のアプリケーションまたは保護者専用のブラウザを有すること。

※なお、アプリケーションまたはブラウザいずれかの場合は、その旨を提案書に明記すること。

9. 機能要件

別紙 3 「システム機能要件調査票」参照。

10. 端末調達要件

① 調達端末の詳細については別紙 1 「導入機器等明細書」の通りとする。

- ② やむを得ず「導入機器等明細書」と相違が生じる場合は、同等以上の効果が得られる手段を提案し、本市の承諾を得ること。
- ③ キット内容については、市と協議の上、決定すること。なお、本システムを利用するにあたり、推奨する設定がある場合は実際の作業時までに提案すること。
- ④ 各施設のネットワーク環境に接続するための設定を行うこと。
- ⑤ 本システムを利用するために必要な設定を行うこと。
- ⑥ キットや納入の際、不要な箱等は持ち帰ること。

1 1. セキュリティ要件

- ① アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- ② 本システムと利用者（各施設及び保護者）間の通信は SSL/TLS による暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ③ ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。またユーザ ID ごとに詳細な権限（照会権限／更新権限／印刷・ダウンロード）の設定が可能で、権限に合わせて利用機能の制限やデータの取り扱いが制御されること。
- ④ 保護者が利用する機能は、各施設が発行するユーザにおいて利用できること。ただし、保護者の親戚等については、保護者が任意で閲覧アカウント等を追加できる場合には閲覧等を可能とすること。なお、ユーザであっても、所属する各施設で取り扱っている情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。
- ⑤ 本システムを管理するデータセンターは、JDCC（日本データセンター協会）のデータセンターファシリティスタンダード Tier3 相当以上のサービスを満たすこと。
- ⑥ システム接続は IP フィルタリング機能等により IP アドレスでのアクセス制限機能を有すること。また、設定する IP アドレスは、別途調達する SIM に関して固定 IP が振られるため、それを設定すること。
- ⑦ その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

1 2. バックアップ要件

- ① 管理するデータが消失しないよう、サーバーのバックアップを 1 日 1 回以上行い、世代管理を行うこと。
- ② 障害発生時は委託者の承認の後、速やかに復元できること。

1 3. 導入支援

- ① 委託者の運用に合わせた本システムの初期設定（システムのパラメタなど）を行うこと。
- ② 委託者が提供する園基本情報、職員情報、園児情報を受注者がシステムに登録、若しくは委託者の登録作業支援をすること。その際は個人情報の取り扱いに留意すること。なお、登録用のデータは EXCEL、または CSV データ形式で用意する。
※その他取り込むことが望ましい情報があれば提案すること。
- ③ 導入担当者は、他の地方公共団体や施設への保育業務支援システム導入経験を有すること。
- ④ 本システムを効率的に導入するため、委託者に適した各機能の利用方法や他の事例の紹介など、委託者に有効なサポートを行うこと。
- ⑤ その他、導入を行うにあたり、委託者で実施する作業の支援を行うこと。

1 4. システム操作研修

- ① 委託者と受注者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを調整し、各施設のシステム利用者（各施設の保育士や担当課職員）に対する操作研修を行うこと。
- ② 研修は提案システムに精通した講師が行うこと。
- ③ システム利用者向け研修及び、システム管理者向け研修を数回実施すること。各施設においての座学、オンラインによる研修など、内容や回数については、江南市と協議のうえ、システム利用者全員が確実に理解できるような内容、回数で実施すること。
- ④ 研修はマニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
- ⑤ 受託者が必要と考える内容が他にある場合は、それも併せて提案すること。

1 5. 保守・サポート要件

- ① 本システムは 24 時間 365 日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に申し入れること。また、システム上に案内文を表示させ、利用者に通知すること。
- ② 本システムのアクセスログを保存し、有事の際には報告、アクセスログの開示を委託者に対して行うこと。
- ③ 職員向けのヘルプデスクを設置すること。
- ④ ヘルプデスクは固定電話・携帯電話からの問い合わせを可能とし、専属

オペレーターが対応すること。また、電子メール等による問い合わせにも対応すること。

- ⑤ ヘルプデスクの対応は土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の午前9時00分から午後5時30分までの受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上、対応すること。
- ⑥ 電子メールによる問い合わせは24時間365日受付すること。
- ⑦ 障害（故障）対応窓口を設置すること。初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）の切り分けを実施し、関係者に報告を行うこと（SIMに関する不具合の場合には、本市にてSIM提供事業者に連絡を行う。）。
また、復旧に必要な情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。
- ⑧ システムの保守は別途費用（出張等）を要求することなく実施すること。ただし、委託者より追加で料金が発生する追加機能の導入を求められた場合にはこの限りではない。
- ⑨ 他の利用団体で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を発生した場合は、委託者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- ⑩ タブレット機器、モバイルルーターについて、不具合発生時には、電話や現地駆け付けにて切り分けを行うこと。現地での修理が出来ない場合には、タブレット機器の場合予備機への設定を行ったうえで業務継続させ、モバイルルーターやSIMカードの故障時には、他モバイルルーターと接続するなどして、業務継続させること。
- ⑪ 機器保守は、基本のメーカー保証のみとし、延長保証は付与しない。
- ⑫ 利用端末のOS（Windows、iPadOS）やブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari）のバージョンアップに随時対応し、すべての機能が利用可能な状態を提供すること。
- ⑬ MDMのバージョンアップや更新作業がある場合には、随時対応し、故障等による端末の交換が発生した場合には、故障端末のMDM削除、並びに交換端末のMDM登録を受託者にて実施すること。
- ⑭ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。なお、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑮ その他保守サポートについて、追加費用を必要とせずに提供できる機能

追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

1 6. 納品物

以下を電子媒体（CD-ROM 等）に保存し納品すること。

- ① 本システムの操作マニュアル（オンラインヘルプ等が存在する場合には、本項目は不要とする。）
- ② ヘルプデスク、緊急連絡先等の本システムの利用に必要な情報をまとめた資料
- ③ 端末機器設定書

1 7. 留意事項

- ① 受託者（受託者とサービス提供事業者が異なる場合には双方）は、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- ② 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に委託者と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。
- ③ 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ④ 業務遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）ならびにその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- ⑤ 本業務にあたって作成した資料及び成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、成果物のうち、従前より受託者又はその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻訳等により発生した二次的著作物の著作権は委託者に譲渡されるものとする。
- ⑥ ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、指示に従うものとする。

1 8. その他

- ① 本業務に付随して本市の現状を鑑み、システム導入の際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。
- ② 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していることとする。

- ③ 本仕様書を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- ④ 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

以上